



## 第6章 特殊災害対策計画

### 第1節 地震災害対策計画

地震による災害の発生のおそれがある場合、又は災害が発生した場合の応急対策は、本計画の定めるところによる。

#### 1 応急対策活動

地震による災害の発生のおそれがある場合又は発生した場合は、町長は本部を設置し、指定地方行政機関、道、町内の公共的団体等の協力を得て、応急活動を実施するものとする。

#### 2 通信連絡の対策

##### 防災関係の通信施設の活用

通信連絡は、「第3章第2節 災害通信計画」に定めるもののほか、関係機関の通信施設を最大限に活用するものとする。

##### 報道関係機関の協力活動

放送局、新聞社等と情報連絡体制を緊密にするものとし、報道関係機関は、本部長が特別緊急の必要があると認めるときは、災害に関する通知、要請、伝達等について最も有効かつ適切な方法で地域一般に周知徹底するよう努めるものとする。

##### 機動力による連絡体制の確立

ア 全通信機関が使用できないときは、ヘリコプタ - 、車両等の機動力を動員し連絡体制を図るものとする。

イ 防災救急ヘリコプタ - の派遣は、北海道知事（留萌支庁）に要請するものとする。

3 広報活動

広報の準備

広報車等は、突発時においても直ちに出勤できるよう平常時から点検整備を行い、災害時に万全を期するものとする。

広報内容

災害の規模に応じ内容等を周知するものとするが、主なものは次のとおりとする。

地震に対する情報（町又はその周辺に被害の発生するおそれのある場合には札幌管区気象台発表の地震情報を受けて周知させる。）

ア 津波に関する情報（注意報、警報、危険区域等）

イ 避難場所について（避難場所の位置、経路等）

ウ 交通通信状況（交通機関運行状況、不通場所、開通見込み日時）

エ 火災状況（発生場所）

オ 電気、水道等公益事業施設状況（被害状況、復旧状況、注意事項）

カ 医療救護所の状況

キ 給食、給水実施状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等）

ク 衣料、生活必需品等供給状況（供給日時、場所、量、対象者等）

ケ 河川、土木施設状況

コ 住民の心得等、人心の安定及び社会秩序保持のための必要事項

広報の方法

「第5章第2節 災害広報計画」に定めるところによるほか、あらゆる広報媒体（ラジオ、テレビ、防災行政無線、新聞、広報車等）を利用して迅速かつ適切な広報を行うものとする。

#### 4 消火活動

「第4章第5節 消防計画」に定めるもののほか、国、道、自衛隊、近隣町村及び関係機関の協力を得て行うものとする。

##### 火薬類等の対策及び措置

火薬工品、石油、ガス、ガソリン等の販売業者又は消費者に対し本部長は、一時その取扱い、販売、貯蔵、運搬、消費を禁止し、又は制限する。

本部長は、被害が広範囲にわたり引火爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び関係機関と連絡をとり立入禁止区域を決定するとともに区域内住民に避難、立退きの指示勧告をする。

#### 5 避難救出対策

避難救出対策については、「第5章第3節 避難救出計画」に定めるもののほか、避難場所、救出方法については、災害時において最も安全かつ適切な方法により行うものとする。

避難誘導は、町職員、消防職員、団員、警察官、その他指示、搜索の命を受けた職員が当たるが、避難誘導に当たっては、老幼婦女子等を優先して行うものとする。

避難救出に当たっては、消防機関を主体として行うが関係機関及び地域町内会等の住民による自主救出の実施を促進するものとする。

#### 6 医療・救護・給水・防疫・保健衛生対策

「第5章 災害応急対策計画」及び「第6章 第2節 救急医療対策計画」に基づき、万全な対策を講ずるものとする。

### 第2節 救急医療対策計画

#### 1 目的

町内において、天災、地変、交通、産業災害等により、集団的に多数の死傷者が発生した場合、当該傷病者に対して、防災会議関係機関が迅速かつ的確な応急的救急医療措置を実施しうる体制を確立し、もって被害の軽減を図ることを目的とする。

#### 2 救急医療の対象と範囲

##### 対象

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の自然現象、又は大規模な火災、若しくは爆発、有害物の流出、航空機などの墜落その他極端な雑踏の事故により、集団的に多数の傷病者が生じ、関係機関が総合的救急対策が必要な事態を対象とする。

なお、集団的多数の傷病者とは概ね50人以上に及ぶ災害とする。

##### 範囲

傷病者発生と同時にを行う応急手当、初期診療及び傷病者の病状に応じて行う本格的な救急医療を開始できるまでの応急的処置を含むものとする。

なお、死体の検案、洗浄、縫合等の処理を含むものとする。

#### 3 救急医療に関する組織

救急医療対策の円滑な実施を図るため、町長は必要に応じて災害現場に救急医療本部を設置して対処するものとする。

## 第 6 章 特殊災害対策計画

### 4 関係機関の業務の大綱

機関名		業務の大綱
北海道	留萌支庁	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救急医療についての総合調整</li> <li>2 救急医療についての現地事故対策本部の設置（ただし、対象地域が1町村内の場合を除く。）</li> <li>3 日本赤十字社北海道支部に対する出動要請</li> <li>4 北海道医師会に対する出動要請</li> <li>5 厚生省北海道地方医務局に対する出動要請</li> <li>6 医療材料の整備</li> <li>7 自衛隊の派遣要請</li> </ol>
	留萌保健所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療品、医療器具補給の斡旋</li> </ol>
羽幌町		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救急医療本部の設置（災害現場）</li> <li>2 応急救護所の設置及び管理</li> <li>3 医療機関への応援要請</li> <li>4 医療材料の整備及び調達</li> </ol>
北留萌消防組合 消防本部 消防署 羽幌町消防団		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救急医療本部の運営管理</li> <li>2 傷病者の救出、応急処置及び搬送</li> <li>3 傷病者等の身元確認</li> <li>4 災害現場の警戒等救急医療に関する必要な処置</li> </ol>
羽幌警察署		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 傷病者等の救出及び災害現場の整備</li> <li>2 交通路の確保</li> <li>3 傷病者等の身元確認</li> <li>4 死体検視</li> </ol>
羽幌三師会		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救護隊の出動による医療の実施、医療施設の確保</li> </ol>

### 5 応援要請

災害規模等必要に応じ、北海道知事（留萌支庁長）に対し、次のとおり応援要請を行う。

救護班の支援（日赤病院、道立病院、国立病院）

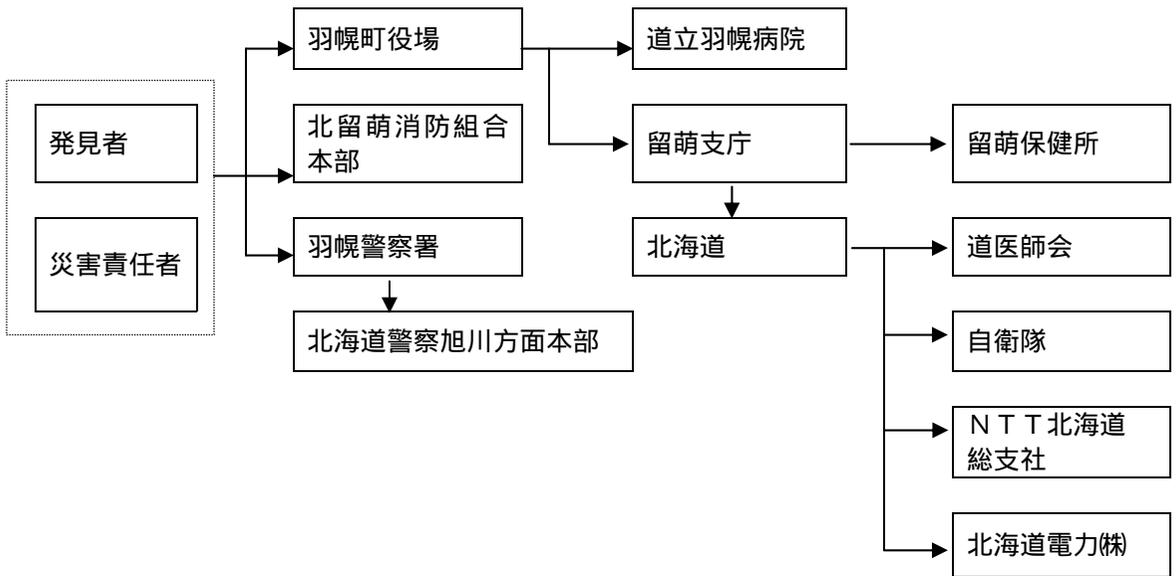
傷病者の救出、搬送、救急医療物資の輸送の支援（自衛隊）

6 災害通報伝達及び傷病者等の搬送系統

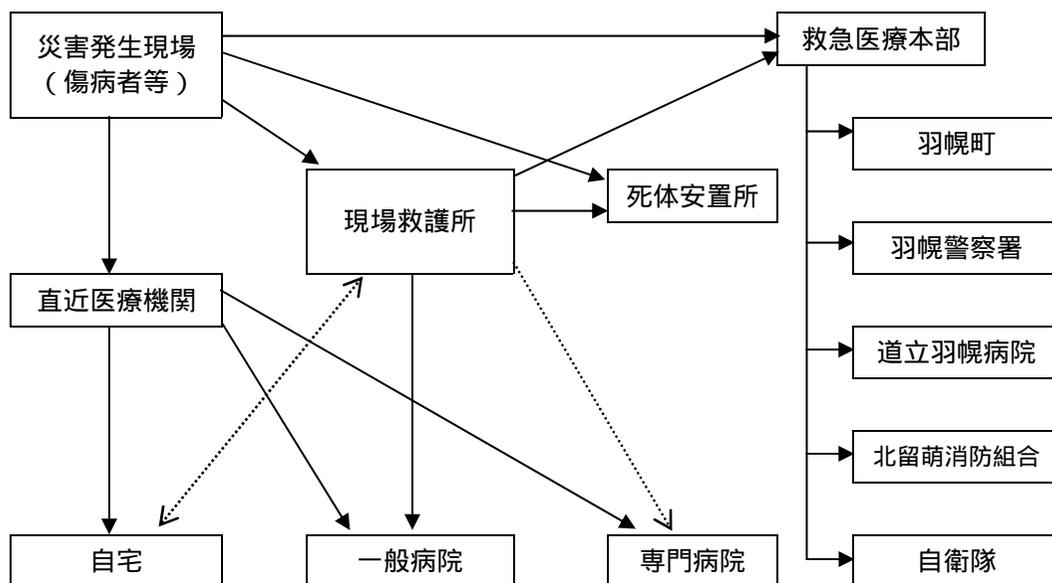
災害発生の一報を受けた機関からの伝達系統及び傷病者等の搬送系統は、次のとおりである。

なお、各関係機関のもつ専用通信施設及び移動無線等を使用し、有効適切な通信を確立するものとする。

災害通報伝達系統



傷病者等の搬送系統



7 経費の負担及び損害賠償

経費の負担区分

救急医療対策に従事した医師等に対する実費弁償及び損害補償を何れの機関が負担するかは、次の区分によることを原則とする。

ア 羽幌町

町が対策を実施し責務を有する災害の場合

イ 北海道

救助法が適用された災害の場合

ウ 企業体

企業体等の施設等において発生した災害及び災害発生の原因が企業体等にある場合

実費弁償

要請に基づき出動した医師等に対する災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第11条の規定に基づき知事が定めた額若しくは災害対策基本法の規定に準じた額に従って、また救急医療活動のため使用した薬剤、治療材料、医療器具の消耗破損についてはその実費を時価で、それぞれ前記 負担区分により弁償するものとする。

損害補償

救急医療活動のため出動した医師等がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときは、これによって受ける損害を、救急医療活動のため出動した医師に係る物件がそのために損害を受けたときはその損害の程度に応じた額をそれぞれ前記 の負担区分により補償するものとする。

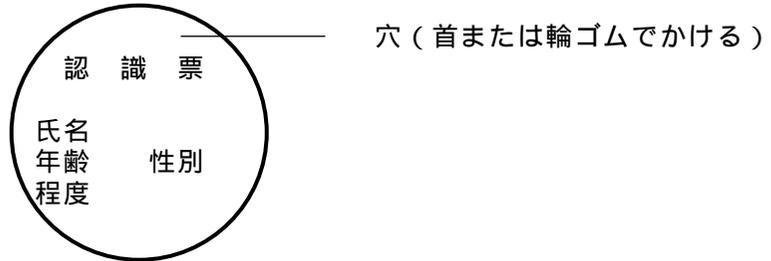
8 傷病者の把握

傷病者の把握については、認識票様式 1 を取り付けるとともに救急状況調書様式 2 を作成し、記録集計表様式 3 に記載するものとする。

第 6 章 特殊災害対策計画

様式 1

傷病者に対する認識票



様式 2

救急状況調書

取扱員	認識番号	職業	氏名	年齢	性別	住所又は傷病者等の特徴	傷病程度	収容医療機関名
					男女		死・重 中・軽	病院

様式 3

記録集計表

月 日現在 被災状況	死 亡		重傷	中傷	軽傷	合計	収 容 場 所	出動隊名
	現場	医療機関						
月 日 時 分 現在	人 男	人 男	人 男	人 男	人 男	人 男		
	女	女	女	女	女	女		
	計	計	計	計	計	計		

\* 傷病者の救出及び救急状況の記録用

第3節 港湾及び漁港等災害対策計画

港湾及び漁港等において発生する船舶火災、タンカ - 等の事故による油の流出、臨港地区及び陸域における危険物施設等の災害対策は、本計画の定めるところによる。

1 港湾及び漁港等防災対策の区域

本計画に基づく諸対策は、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条に定める港湾区域及び臨港地区並びに漁港法（昭和25年法律第137号）第2条に定める漁港区域及び陸域を対象とする。

2 関係機関の業務の大綱

港湾及び漁港等の防災対策を推進するための関係機関の業務の大綱は、次のとおりである。

羽幌町

ア 災害予防、消防活動、災害応急対策及び災害復旧の実施

イ 関係機関相互の連絡調整

ウ 港湾区域及び港湾施設等並びに漁港区域及び漁港施設等の良好な状態の維持

エ 災害情報の収集、伝達

オ 災害時における防疫活動の実施

留萌開発建設部羽幌港湾事業所、留萌土木現業所羽幌出張所

港湾及び航路の直轄工事並びに港湾の直轄災害復旧の実施、漁港及び航路の工事並びに災害復旧の実施

留萌測候所

災害時において必要とする気象予警報等の情報伝達

北海道電力株式会社羽幌営業所

災害時における電力の円滑な供給

その他の団体

ア 港湾及び漁港関係施設の管理者

(ア) 港湾及び漁港関係施設の災害予防

(イ) 災害時における港湾及び漁港関係施設の保安に関する処置

イ 危険物の災害予防

(ア) 危険物の災害予防

(イ) 災害時における危険物の保安に関する処置

ウ 羽幌・天売及び焼尻水難救難所

港湾及び漁港等防災対策に関する協力

### 3 予防計画

港湾及び漁港等における各種災害を未然に防止するため、各機関がとるべき処置は次のとおりとする。

羽幌町、北海道

ア 係留施設の維持管理

危険物等積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその付属施設（防舷材、係船柱）等の改修並びに岸壁水深の維持に努める。

イ 火気及び立入禁止の処置

大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。

ウ 危険物等の荷役についての処置

- (ア) 荷役に関する保安についての指導監督
- (イ) 消火器具の配備
- (ウ) 油流出事故の予防対策及び化学消火剤等の配備
- (エ) 立入禁止、火気厳重の標示の徹底

エ 臨港地区及び陸域における危険物製造所、貯蔵所又は取扱所に対する定期立入検査及び指導取締

- (ア) 施設の改善促進
- (イ) 適正な危険物取扱いの指導
- (ウ) 消火設備の維持管理の指導
- (エ) 従業員の初期消火技術の向上
- (オ) 化学消火剤等の共同備蓄と事業所相互の応援体制の確立及び指導

オ 資料及び情報交換

入港船舶の危険物積載状況等、消防活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報について関係機関と相互に交換する。

留萌開発建設部羽幌港湾事業所、留萌土木現業所羽幌出張所

港湾及び航路の直轄工事の計画並びに施工に関しては、防災について充分配慮する。又、漁港工事の計画並びに施工に関しても、防災について充分配慮する。

その他の団体

ア 港湾及び漁港関係施設の管理者

- (ア) 係留施設の維持管理

船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその付属施設（防げん材、係船柱）等の改修、岸壁水深の維持に努める。

- (イ) 消火設備の充実強化
- (ウ) 従業員の初期消火技術の研修訓練

イ 危険物関係施設の管理者

(ア) 係留施設の管理者

危険物積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその付属施設（防げん材、係船柱）等の改修、岸壁水深の維持に努める。

(イ) 危険物の荷役についての処置

- a 荷役に関する保安の指導監督
- b 大量の危険物荷役中の厳重な警備及び監視
- c 油流出事故の予防対策及び化学消火剤等の配備
- d 消火器具及び設備の充実
- e 立入禁止、火気厳禁の標示の徹底

ウ 羽幌、天売及び焼尻水難救難所

水難救助技術の研修訓練

4 応急対策

港湾及び漁港等における各種災害に対処するため、各機関が実施する応急対策は次のとおりとする。

羽幌町

ア 情報の収集及び関係機関に対する連絡

港湾及び漁港等における災害の状況を把握するとともに関係機関に連絡する。

イ 救助、救出及び避難

(ア) 災害による人命の救助、救出を行う。

(イ) 災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、関係地域の居住者、滞在者その他の者に対して避難のため立退きを勧告し、急を要する場合はこれらの者に対して避難のため立退きを指示する。

ウ 警戒区域の設定

危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対し当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずる。

エ 消防活動

(ア) 陸上施設の消火及び延焼の防止を行う。

(イ) 船舶の消火活動は、留萌海上保安部と連絡を密にして行う。

(ウ) 火災の現場においては、消防警戒区域を設定して法令で定める以外の者に対してその区域から撤去を命じ、又は区域への出入を禁止し若しくは制限する。

オ 応急資器材の調達輸送

消火剤、オイルフェンス、油処理剤その他応急資器材の調達輸送を行う。

カ 留萌海上保安部と連絡を密にして、流出油による急迫した危険を防止するため、オイルフェンスの使用、油除去の散布等の応急措置をとる。

キ 危険物施設に対する保安

火災発生のおそれのあるタンカー等の冷却及び危険物を安全な場所へ移送、搬出を行う。

ク 防疫活動

災害によって汚染され、又は汚染が予想される地域の防疫の実施

ケ 広報活動

災害の状況、住民の避難、立入禁止等適時適切な広報を行う。

コ 応援要請等

(ア) 災害の状況に応じ、住民を応急処置の業務に従事させる。

(イ) 災害の状況に応じ、相互応援協定締結の事業所又は他の市町村に対して応援を要請する。

(ウ) 災害の状況に応じ、自衛隊の派遣を留萌支庁長に要請する。

留萌測候所

災害が発生した場合は、防災会議等の要請に基づき気象予警報等の必要とする情報を伝達する。

羽幌警察署

ア 災害情報の収集及び関係機関に対する連絡

災害警備措置上必要な情報を収集するとともに関係機関と連絡を密にし、必要と認める場合は、その情報を積極的に通報する。

イ 救助、救出

(ア) 災害による危険箇所、避難立退き地域などを巡視して、避難におくれた者の発見、救助に努める。また、負傷者は直ちに応急処置をして状況により救護所に搬送する。

ウ 関係機関の行う船舶り災者の救助、救出について、その作業に必要な地域の確保、交通規制、整理などを行い協力する。

エ 避難

(ア) 災害の発生により生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、必要があると認めるときは関係地域の住居者に対し、早期に自主避難を行うよう勧告する。

(イ) 急を要する場合においては、必要と認める地域の住居者、滞在者その他の者に対して避難のため立退きを指示する。(立退き指示をした場合は、町長に通知する。また、町長が立退きを指示した場合は、これに協力する。)

オ 警戒区域の設定

災害の発生により生命、身体に対する危険防止のため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対してその区域への立入を制限し、若しくはその区域から退去を命ずる。(警戒区域を設定した場合は、町長に通知する。町長又は消防吏(団)員が警戒区域を設定

した場合は、これに協力する。)

カ 道路交通規制

災害発生により道路における交通に危険が生ずるおそれがあるときは、一時歩行者又は車両等の通行を禁止し、若しくは制限する。

キ 犯罪の予防、鎮圧

(ア) 避難したり災者の留守家庭及び避難者収容所に対して必要により警戒員を派遣するほか、重点的なパトロールを行う。また、復旧物資をめぐる経済事犯の取締り、物資収積所の盗難などの予防、検挙にあたり、被災地域の治安を維持する。

(イ) 被災地における補償その他利害関係に基づく対立紛争事案に対しては、その情報を収集し、関係機関に通報して事故防止に当たる。

ク 危険物施設に対する治安

(ア) 石油、火薬などの危険物については、災害を拡大するおそれ大きいので、その施設周辺の立入禁止、住民の避難その他危険防止について措置する。

(イ) 関係機関の行う保安措置について積極的に協力する。

ケ 広報活動

警備上必要な災害の状況、住民の避難、立入禁止、交通規制等その他治安維持に必要な事項について広報を行う。

その他の団体

ア 港湾関係施設の管理者

(ア) 災害時における港湾関係施設の保安に万全を期する。

(イ) 自己の事業所に災害が発生した場合は、直ちに関係機関に通報連絡するとともに自衛消防力をもって初期消火に努める等適切な措置を講ずる。

(ウ) 災害時において、他の事業所又は関係機関から応援を求められた場合は、直ちに応ずる。

イ 危険物関係施設の管理者

(ア) 災害時における危険物の保安に万全を期す。

(イ) 自己の事業所に災害が発生した場合は、直ちに関係機関に通報連絡するとともに自衛消防力をもって初期消火に努める等適切な措置を講ずる。

(ウ) 災害時において、相互応援協定締結の事業所又は関係機関から応援を求められた場合は、直ちに応ずる。

ウ 羽幌、天売及び焼尻水難救難所

災害時において、自ら又は関係機関の求めに応じて水難者の救助に協力する。

5 災害に対処する体制

港湾等における災害に対処する体制は、次のとおりとする。

港湾区域及び臨港区域において大規模な船舶火災等が発生し、総合的な応急対策の実施が必要な場合は、町の防災会議が中心となり災害対策を推進するものとする。この場合、災害に関係のある機関（民間企業も含む。）の代表者をもって組織する連絡機関を設けて防災に対する連絡調整を行うものとする。

港湾区域内における船舶の火災については、昭和43年3月29日海上保安長官と消防庁長官との間に締結された「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」により対処するものとする。

6 相互応援計画

災害時において、各関係機関相互又は企業間相互で必要に応じて応援し合うものとし、応援協定のある場合はそれに従うものとする。

自衛隊の派遣は、北海道地域防災計画の「自衛隊派遣要請計画」に基づき要請するものとする。

危険物関係施設及び港湾関係施設の管理者並びに羽幌、天売及び焼尻水難救難所は、港湾等防災対策上関係機関から要請があった場合は、保有する諸資器材等をもって協力を行うものとする。

### 7 防災訓練

町防災会議は、港湾等における災害応急対策を円滑に実施するため、関係機関と協力して港湾等防災対策訓練を行うものとする。

第 4 節 津波応急対策計画

津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における、住民の安全と被災者の保護については、本計画の定めるところによる。

1 津波の特性

津波には、有感地震の前兆がある場合と、震源が遠距離のため無感の場合がある。また、津波は押しで始まる場合も引きで始まる場合もある。

震源が海岸に近く浅い場合には、地震発生後直ちに津波が来襲することがある。震源が遠距離でもマグニチュードが大きい場合は、地震が発生してから数時間後に津波が来襲することがある。

2 津波に対する心得

陸地にいる人の場合

ア 強い地震（震度 4 程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。

イ 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。

ウ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車等を通じて入手する。

エ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。

オ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

船舶の場合

ア 強い地震（震度 4 程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外退避する。注 1 , 2 )

## 第6章 特殊災害対策計画

---

イ 地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたら、すぐ港外退避する。

注1, 2)

ウ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手する。

エ 港外退避できない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。注2)

オ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

注1) 港外：水深の深い、広い海域

注2) 港外退避：小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

### 3 地域の概要

被害を受けると予想される区域は、「第4章 災害予防計画 第1節 災害危険区域及び整備計画」の別表3のとおり。

### 4 本部の設置

町長は、津波予報を受け、又は津波の発生するおそれがある場合は、本部を設置し、職員を非常配備（「第2章 防災組織 第2節 災害対策本部」による）するとともに、指定地方行政機関、道、町内の公共的団体等の協力を得て、応急対策を実施するものとする。

### 5 警報の伝達と周知

津波予報が発表された場合又は津波のおそれがある場合は、「第3章 災害情報通信計画 第1節 気象予警報等の伝達計画」の気象予警報等伝達系統図により沿岸住民に対し町広報車、消防署サイレン、打鐘により伝達、周知を行うものとする。

第 6 章 特殊災害対策計画

津波予警報標識

標識の種類	標識	
	打鐘信号	サイレン信号
津波注意報標識	(3点と2点との斑打) - - -	(約10秒)  (約2秒)
津波警報標識	(2点) - -	(約5秒)  (約6秒)
大津波警報標識	(連点) - - - -	(約3秒)  (約2秒)短声連点
津波注意報及び津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) -	(約10秒)  (約2秒)(約1分)

(注) 1 吹鳴の反復は、適宜とする。

### 6 広報活動

災害の規模、今後の動向、被害状況等の情報を的確に周知させ、人心の安定、社会秩序の維持のため、次により迅速なる広報活動を行うものとする。

#### 広報内容

- ア 津波に関する情報（札幌管区気象台発表の情報周知）
- イ 避難場所について（避難場所、経路等）
- ウ 交通通信状況（通信状況、道路状況、不通場所、開通見込日時）
- エ 電気、水道等公益事業実施状況（被害状況、復旧状況、注意事項）
- オ 医療救護所の状況（開設場所等）
- カ 給食、給水実施状況（供給日時、場所、量、対象者等）
- キ 衣料、生活必需品等供給状況（供給日時、場所、量、対象者等）
- ク 住民の心得、社会秩序保持のため必要事項

#### 広報の方法

「第5章 災害応急対策計画 第2節 災害広報計画」に定めるほか、あらゆる広報媒体（ラジオ、テレビ、新聞、広報車等）を利用して、迅速かつ適切な広報を行うものとする。

### 7 警戒体制

#### 海面監視

海面監視については、本部の指示により所定の区域を巡視し、監視警備を厳重に行い異常を発見したときは、直ちに、本部に報告するものとする。

### 8 避難

避難勧告及び指示又は避難場所については、「第5章 災害応急対策計画 第3節 避難救出計画」の定めによるが、特に次の措置を講じ住民の避難が円滑かつ安全に行われるよう努めるものとする。

#### 避難の勧告

津波予報が発表された場合、又は津波の発生するおそれがある場合に勧告し、老人、乳幼児、傷病者、心身障害者及び婦女子等を優先的に避難させるとともに、危険区域内の物件（自動車等）を移動させるほか、危険区域内への立入を禁止するなどの措置を講ずる。

#### 避難の指示及び誘導

町長は、避難の時機を失わないよう速やかに行うものとし、危険区域内の全住民を避難させるものとする。

避難誘導は、町職員、消防職員、消防団員、警察官、その他指示を受けた者があたるものとする。

#### 避難救出

救出に当たっては、消防機関を主体として行うが、関係機関及び地域町内会等の住民による自主救出の実施を促進する。

#### 漁船避難

漁船及び船舶は、津波予報が発表された場合、又は津波発生のおそれがある場合は、港外へ避難し又は岸壁に固定若しくは陸上に引き上げ固定する。

乗組員は、安全な場所に避難し、人命を最優先した措置を講ずる。

### 9 津波災害対策訓練

津波災害対策を円滑に実施するため、町長は津波に関する知識の向上と住民の生命、財産の保護を目的とした津波災害対策訓練を次により実施するものとする。

#### 訓練実施機関

訓練は、指定地方行政機関、道、公共的団体等又は津波災害上重要な施設の管理者と町長が自主的に訓練計画を作成し共同して実施するものとする。

訓練の種別

ア 津波災害通信連絡訓練

通信障害時における災害情報の収集及び報告の訓練

イ 避難訓練

避難場所避難指示の伝達方法、誘導等の訓練

ウ 広報伝達訓練

災害の広報伝達、住民の心得等、社会秩序保持のため必要事項

エ 警戒体制訓練

海面監視の訓練

オ 図上訓練

津波災害に対処する応急対策訓練を図上において実施する。

本計画に定めるほかは、「第 5 章 災害応急対策計画」に基づき、万全な対策を実施するものとする。

津波予報区の担当区域図



地震、津波情報に用いる震央区域



### 第5節 急傾斜地防災計画

急傾斜地における崩壊及びなだれ等の災害予防及び災害応急対策については、「第4章 災害予防計画 第1節 災害危険区域及び整備計画、第2節 積雪・寒冷対策計画」によるもののほか、本計画の定めるところによる。

#### 1 急傾斜地崩壊区域の調査

町長（担当 建設対策部）は、異常降雨及び降雪により急傾斜地のがけ崩れ及びなだれによる災害が予想される地域の実情を調査し、災害防止を図る。また、必要に応じて、特別巡視等を行う。

#### 2 気象予警報の把握

「第3章 災害情報通信計画 第1節 気象予警報等の伝達計画」の定めによる。

#### 3 避難・救助

災害が発生し、又発生するおそれがある場合において、「第5章 災害応急対策計画 第3節 避難救出計画」の定めによる。

#### 4 がけ崩れ・なだれ防止策

町及び関係機関は、それぞれ所轄の区域の保全及び安全を確保するため、がけ崩れ及びなだれ発生予想箇所に防止柵の施設を行い、又掲示板等により住民への周知を図る対策を講ずるものとする。

第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

大規模な地震、津波が発生した場合の被害の軽減を図るため、あらかじめ避難場所、避難路、防災設備施設、消防用施設、防災港湾施設、学校施設、病院施設及び社会福祉施設等各種防災関係施設を整備するため、町及び関係機関は、これらの防災施設につき期間を定めて関連事業との整合性を図り、早急にその整備を図るものとする。

1 地震対策整備事業の推進

平成5年の北海道南西沖地震の教訓を踏まえ、整備すべき施設等について、年次計画を定めてその整備に努めるものとする。

2 緊急輸送路の整備、強化

焼尻、天売の両島を抱える羽幌町にとって、羽幌港、焼尻港、天売港は緊急時において、海上輸送が緊急物資や避難の際に欠かせない輸送手段となるため、また、羽幌町のライフライン確保のための拠点港として、緊急時に対応した港湾施設の整備強化を推進するものとする。

港湾施設の整備計画

羽幌港、焼尻港、天売港

震災等の大規模な災害時において、地上輸送が困難な場合を想定して、物資等の輸送を円滑に行えるよう、海上輸送を効果的に使用できるように、耐震バース（羽幌港中央埠頭地区 - 5.0m、岸壁延長167m、天売港岸壁 - 5.0m、岸壁延長117m、焼尻港岸壁 - 5.0m、岸壁延長117m）等を整備し、また、応急活動及び避難場所等の防災拠点として、避難緑地（3,300m<sup>2</sup>）を羽幌港中央埠頭地区に設けるよう港湾整備をするものである。

資機材の整備

港湾等における防災対策を円滑に推進するため、関係機関は、化学消火剤、オイルフェンス等、災害に対応できる資機材を整備するよう努めなければならない。

第7節 海上災害対策計画（流出油等対策計画）

海難対策計画

船舶の衝突、乗場、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、「第6章 特殊災害対策計画 第3節 港湾及び漁港等災害対策計画」によるものの他、本計画の定めるところによる。

1 災害予防

海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため町長は関係機関と協力して必要な予防対策を実施するものとする。

船舶所有者等（船舶所有者、管理者、占有者を含む。以下同じ）漁業協同組合  
ア 気象状況の把握に務め、海難を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。

イ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応援体制を整備するものとする。

ウ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

エ 船舶の火災等に備え、必要な消防力を整備するとともに自衛消防隊の組織化に努めるものとする。

#### 羽幌町

- ア 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡は「第3章 災害情報通信計画」の定めるところにより行うものとする。
- イ 職員の非常参集体制、応急活動は「第2章 防災組織」の定めるところにより行うものとする。
- ウ 海難発生時の救急・救助、救護に備え、資機材などの整備促進を図るものとする。
- エ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を「第4章 第6節防災訓練計画」の定めるところにより行うものとする。

## 2 災害応急対策

羽幌町は、情報収集に努めるとともに、「第3章 災害情報通信計画」の定めるところにより把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策を行うものとする。

#### 広報

海難発生時の広報は、「第5章 災害応急対策計画 第2節 災害広報計画」の定めるところにより行うものとする。

#### 応急活動体制

羽幌町長は、海難が発生し、又は発生しようとしている場合においては、「第5章 災害応急対策計画」の定めるところにより行うものとする。

#### 搜索活動

海難船舶の搜索活動は、関係機関が相互に密接に協力のうえ、それぞれ船舶・ヘリコプターなどを活用して行うものとする。

### 救助救出活動

海難発生時における救助救出活動については、「第5章 災害応急対策計画第19節 海難等予防及び救助計画」の定めによるほか次により実施する。

遭難船舶を認知したときは、留萌海上保安部及び羽幌警察署に連絡するとともに、直ちに現場に臨み、救護措置を行う。

### 消防活動

海上災害時における消防活動は次により行うものとする。

領海内における船舶等の火災については、「留萌海上保安部と北留萌消防組合本部との船舶消火に関する業務協定」に基づき行うものとする。

### 医療救護活動

海難発生時の医療救護活動については、「第6章 特殊災害対策計画 第2節 救急医療対策計画」の定めるところにより行うものとする。

### 行方不明者の捜索及び死体の収容等

海難発生時における行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等については、「第5章 災害応急対策計画 第13節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理並びに埋葬計画」の定めるところにより行うものとする。

### 交通規制

海難発生時における交通規制については、「第5章 災害応急対策計画第18節 災害警備計画」の定めるところにより行うものとする。

#### 自衛隊派遣要請依頼

海難発生時における自衛隊派遣要請依頼については、「第5章 災害応急対策計画 第21節自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより行うものとする。

#### 広域応援

海難の規模により羽幌町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、道や他の市町村に応援を要請する。

#### 流出油等対策計画

船舶の衝突、乗場、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難事故により船舶からの油等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため町や防災関係機関が実施する各種予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

#### 1 災害予防

羽幌町及び関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難事故による油等の海上流出等を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を行うものとする。

迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡は「第3章 災害情報通信計画」の定めるところにより行うものとする。

職員の非常参集体制、応急活動は「第2章 防災組織」の定めるところにより行うものとする。

災害時の油等の大量流出等に備え、消防艇、化学消火薬剤、油処理剤、オイルフェンス等の資器材の整備促進に努めるとともにその整備状況について関係機関と情報を共有する。

関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を「第4章 第6節防災訓練計画」の定めるところにより行うものとする。

## 2 災害応急対策

油等の大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報収集及び通信等は次により行うものとする。

### 情報通信連絡系統

羽幌町は、情報収集に努めるとともに、「第3章 災害情報通信計画」の定めるところにより把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整を行うものとする。

### 災害広報

油等の大量流出事故災害時の広報は「第5章 災害応急対策計画 第2節 災害広報計画」の定めによるほか次により行うものとする。

#### ア 旅客及び地域住民等への広報

羽幌町は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項について広報を行うものとする。

油等大量流出事故災害の状況

関係機関の災害応急対策に関する情報

海上輸送復旧の見通し

避難の必要性等、地域に与える影響

その他必要な事項

### 応急活動体制

羽幌町長は、油等大量流出事故災害が発生し、又は発生しようとしている場合においては、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じ、「第5章 災害応急対策計画」の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を行うものとする。

### 流出した油の拡散防止及び回収除去活動

事故の原因者等は、速やかに第一管区海上保安本部又は所轄する海上保安機関に通報するとともに、排出油の防除活動を実施する。

羽幌町は、油流出等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力のうえ、必要に応じて、流出油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講じるものとする。防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、流出油等による被害の軽減に努めるものとする。

### 消防活動

北留萌消防組合本部は、火災状況等の情報収集に努め、留萌海上保安部の消火活動に協力する。

### 避難措置

流出油等による火災、爆発により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は「第5章 災害応急対策計画 第3節 避難救出計画」の定めるところにより行うものとする。

### 交通規制

海上災害時における交通規制については、「第5章 災害応急対策計画 第18節 災害警備計画」の定めるところにより行うものとする。

### 自衛隊派遣要請

流出油等事故災害時における自衛隊派遣要請依頼については、「第5章 災害応急対策計画 第21節 自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより行うものとする。

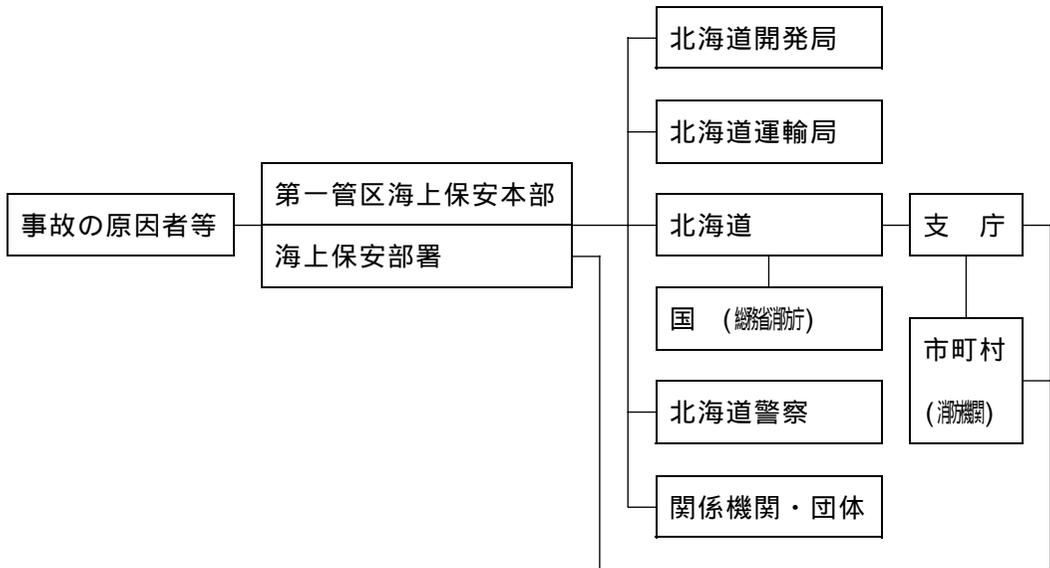
広域応援

流出油等事故災害の規模により羽幌町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、道や他の市町村に応援を要請する。

3 防災ボランティアとの連携

流出油の防除作業等には多くの労働力が必要となることから、防災ボランティアの協力が必要な場合の防災ボランティア団体等の受入などについては、「第5章 災害応急対策計画 第22節 ボランティア受け入れ計画」の定めるところにより行うものとする。

別記1 情報通信連絡系統図



第8節 航空災害対策計画

町内において、航空機の墜落事故により災害が発生した場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、町は防災関係機関と協力して応急対策を実施する。

1 情報通信

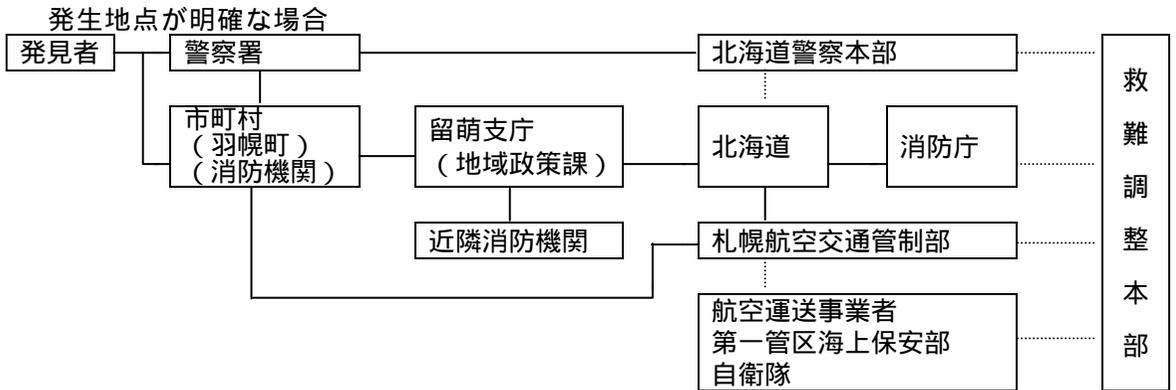
航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

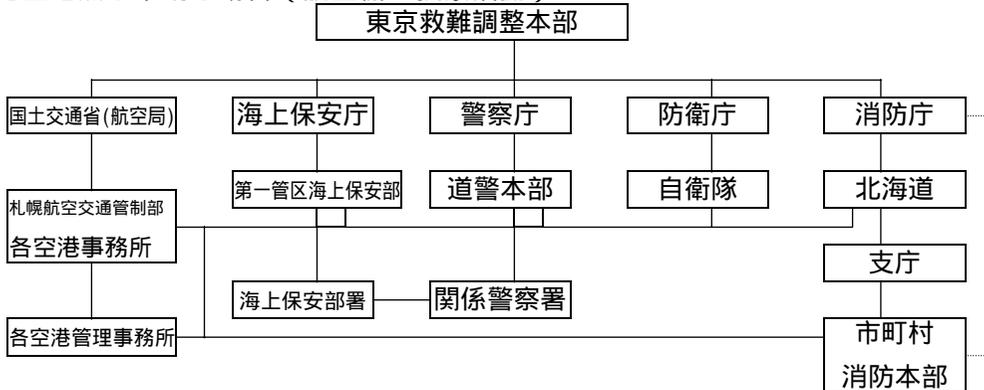
災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

情報通信連絡系統



発生地点が不明な場合 (航空機の搜索活動)



(注) 救難調整本部は、通常、東京空港事務所に設けられる。

## 2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、「第5章 第2節 災害広報計画」の定めるところによるほか、次により実施するものとする。

### 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- ア 航空災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

### 旅客及び地域住民等への広報

報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 航空災害の状況
- イ 旅客及び乗務員等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ 航空輸送復旧の見通し
- カ 避難の必要性等、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

### 3 応急活動体制

円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、「第2章 防災組織 第2節 災害対策本部」の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

### 4 救助救出活動

航空災害時における救助救出活動については、「第5章 災害応急対策計画 第3節 避難救出計画」の定めによるほか、次により実施する。

〔東京航空局空港事務所、空港管理事務所〕

空港及びその周辺の災害時において、速やかに被害状況を把握するとともに、迅速に救助救出活動を実施する。

### 5 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、「第5章 災害応急対策計画 第9節 医療及び救護計画」の定めるところによるほか、次により実施する。

〔東京航空局空港事務所、空港管理事務所〕

空港及びその周辺の災害時において、速やかに被害状況を把握するとともに空港に事務所を有する団体により組織された空港消火救護隊と協力し、初期救護活動を実施するものとする。

災害の規模等により必要に応じ、「空港医療救護活動に関する協定」等に基づき、地元医師会に医療救護活動を要請するものとする。

〔羽幌医師会〕

「空港医療救護活動に関する協定」による要請に基づき医療救護活動を実施するものとする。

## 6 消防活動

航空災害時における消防活動は、次により実施する。

消防機関は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施するものとする。

町は消防機関と連携して、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

〔東京航空局空港事務所、空港管理事務所〕

空港及びその周辺の災害時において、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握し、消防機関に通報するとともに、空港消火救難隊と協力し、初期消火活動を実施するものとする。

「空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」等に基づき、消防機関と連携協力して化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施するものとする。

## 7 行方不明者の捜索及び死体の収容等

「第5章 第13節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施する。

## 8 交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第12節 交通応急対策計画」の定めるところにより必要な交通規制を行う。

## 9 防疫及び廃棄物処理等

災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、「第5章 第10節 防疫計画」の定めるところにより、的確な応急防疫対策を講ずる。

また、「第11節 清掃等計画」の定めるところにより廃棄物処理等に係る応急対策を講ずる。

10 自衛隊災害派遣要請

航空災害時における自衛隊災害派遣要請については、「第5章 第21節 自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより実施する。

11 広域応援

災害の規模により、町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第27節 広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

### 第9節 道路災害対策計画

道路構造物の被災又は道路車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、応急対策は、この計画の定めるところによる。

#### 1 災害予防

町は関係機関と連携を図りながら、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。

また異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努めるものとする。

道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。

職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。

関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の措置を講ずるものとする。

道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。

道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図るものとする。

道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

〔北海道警察〕

道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。

## 2 災害応急対策

### 情報通信

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

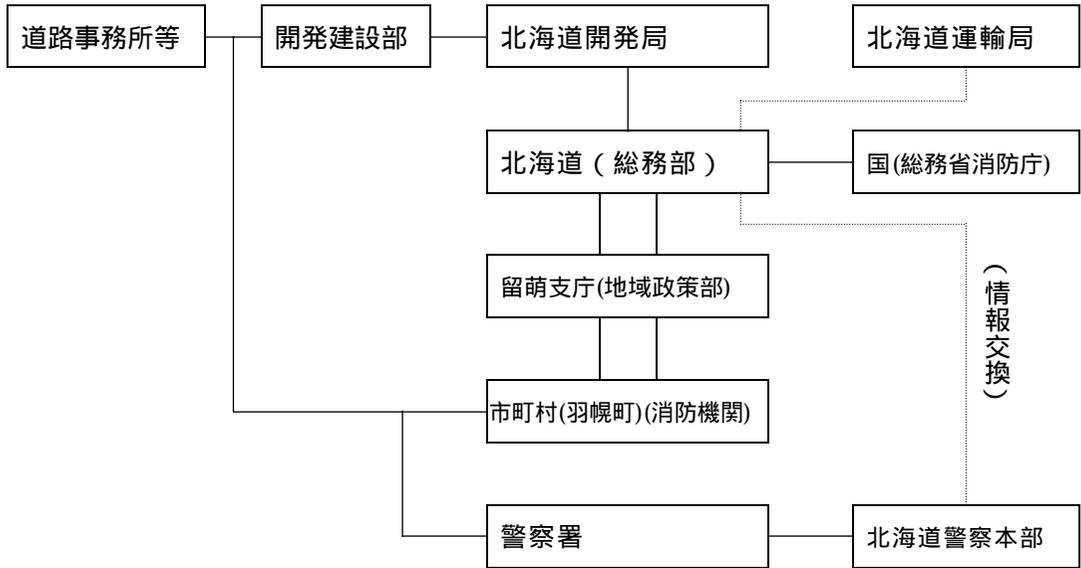
ア 災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

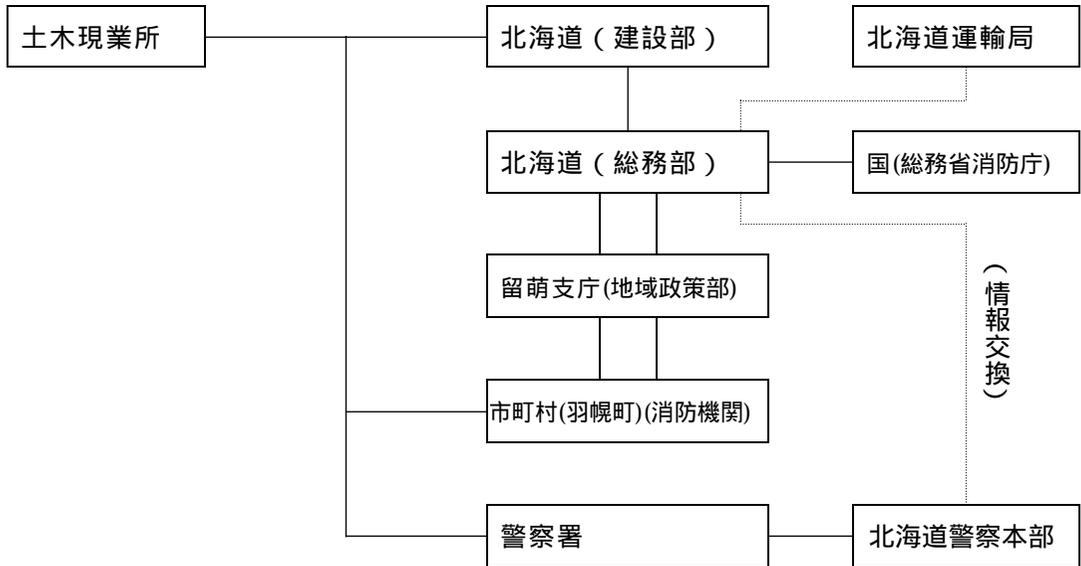
ウ 相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

情報通信連絡系統図

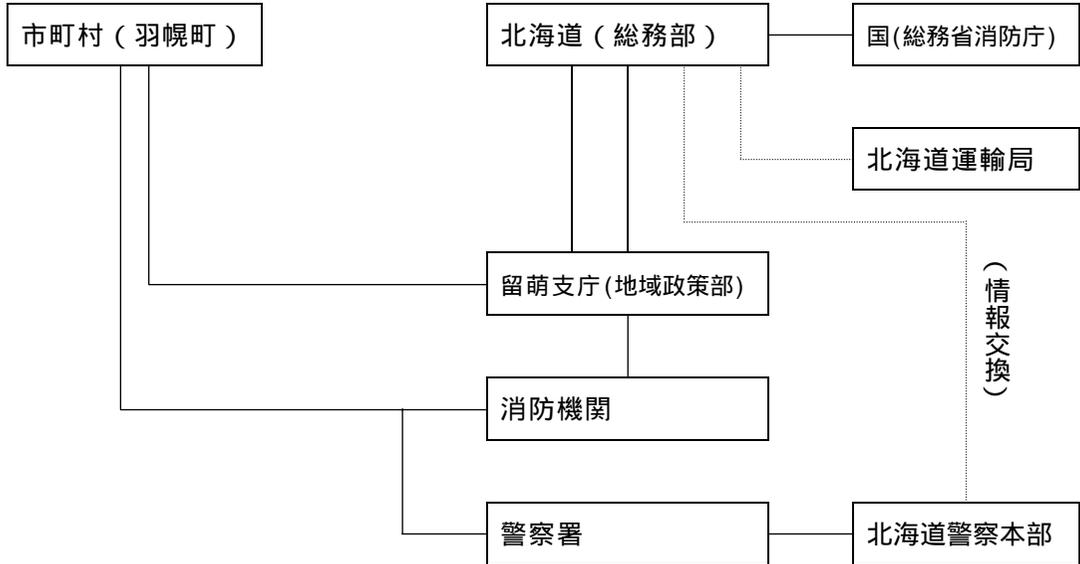
国の管理する道路の場合



国の管理する道路の場合



市町村の管理する道路の場合



災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、「第 5 章 第 2 節災害広報計画」の定めるところによるほか次により実施する。

ア 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 道路利用者及び地域住民等への広報

報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- (オ) 施設等の復旧状況
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

応急活動体制

円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、「第5章 第1節 動員計画」の定めるところにより応急活動体制を確立するとともに、必要に応じて協議の上、「災害（事故）対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行う。

救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、「第5章 第3節 避難救出計画」の定めるところにより実施する。

医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、「第5章 第9節 医療及び救護計画」の定めるところにより実施する。

消防活動

道路災害時における消防活動は、「第4章 第5節 消防計画」の定めるところにより実施する。

### 行方不明者の捜索及び死体の収容等

「第 5 章 第13節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理及び埋葬計画」の定めるところにより実施する。

### 交通規制

道路災害時における交通規制は、「第 5 章 第12節 交通応急対策計画」の定めるところにより実施する。

### 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、「本章 第10節 危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

### 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、「第 5 章 第21節 自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより自衛隊に対し災害派遣を要請する。

### 広域応援

災害の規模により、町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第 5 章 第27節 広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ要請する。

## 3 災害復旧

道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速かつ的確に行い、早期の道路交通の確保に努める。

関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。

類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

災害復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努める。

第10節 危険物等災害対策計画

災害により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民等に被害を及ぼさないように努める。

1 危険物施設等の把握

町は、火災予防上の観点から消防機関の協力を得て事業所の実態を把握し、消防設備等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

町内の危険物製造施設等の状況

区 分	製 造 所	貯 蔵 所							取扱所		合 計
		屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	移動タンク貯蔵所	給油取扱所	一般取扱所	
数		7	9	2	24		1	29	14	8	94

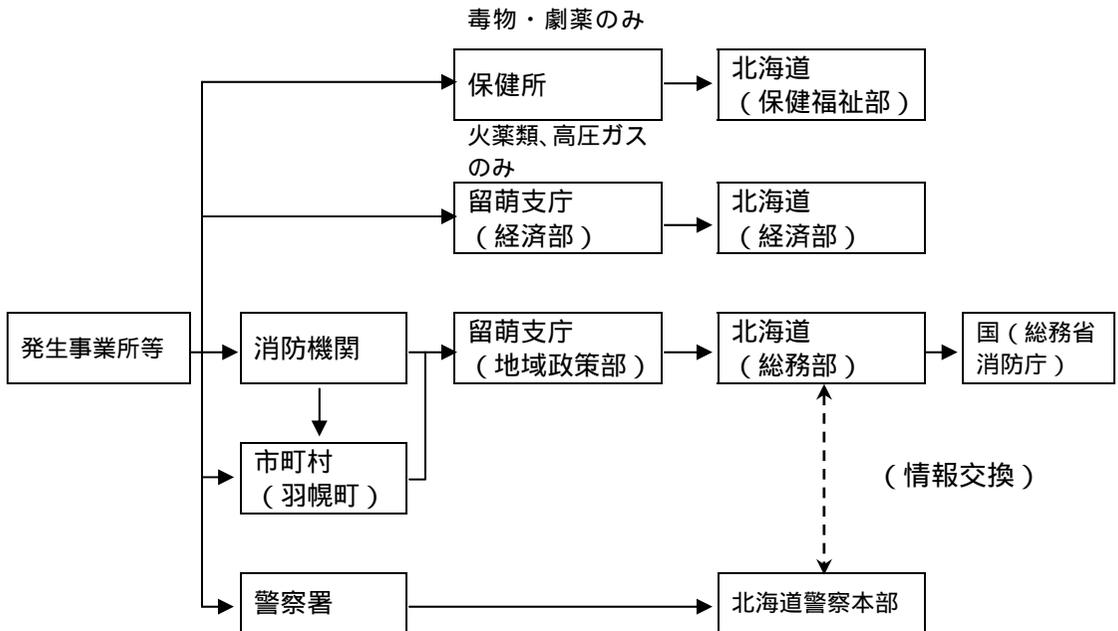
2 情報通信

災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

情報通信連絡系統図



### 3 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、「第5章 第2節 災害広報計画」の定めるところによるほか次により実施する。

#### 被災者の家族等への広報

町は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- エ 医療機関等の情報
- オ 関係機関の実施する応急対策の概要
- カ その他必要な事項

### 地域住民等への広報

町は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

ア 災害の状況

イ 家族等の安否情報

ウ 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響

エ 医療機関等の情報

オ 関係機関の実施する応急対策の概要

カ 避難の必要性等、地域に与える影響

キ その他必要な事項

### 4 応急活動体制

円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、「第5章 第1節 動員計画」の定めるところにより応急活動体制を確立するとともに、必要に応じて協議の上、「災害（事故）対策現地合同本部」を設置し、災害応急対策を実施する。

### 5 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講ずる。

### 6 消防活動

消防機関は、事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状にあった適切な消防活動を実施するものとする。

町は、消防機関と連携して、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

### 〔事業者〕

消防機関の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等消防活動に努めるものとする。

### 7 避難措置

人命の安全を確保するため、「第5章 第3節 避難救出計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。

### 8 救助救出及び医療救護活動等

「第5章 第3節 避難救出計画」及び「第9節 医療及び救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。

また、「第12節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施する。

### 9 交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第12節 交通応急対策計画」の定めるところにより必要な交通規制を実施する。

### 10 自衛隊派遣要請

「第5章 第21節 自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

### 11 広域応援

災害の規模により町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第27節 広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援要請する。

第11節 大規模な火事災害対策計画

死傷者が多数発生する等大規模に火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町が防災関係機関と連携して実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

1 災害予防

町は、防災関係機関と協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を実施する。

大規模な火事災害に対する強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連携的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、阻害想定を作成するよう努める。

予防査察の実施

町は消防機関と連携を図り、多数の人が出入りする事業所等の防火対象物に対して、消防法に基づく消防用設備等の設置促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

#### 防火思想の普及

年2回（春、秋期）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等災害弱者対策に十分配慮する。

#### 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織、婦人防火クラブ等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

#### 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、海水・河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

#### 消防体制の整備

消防職団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高めることとする。

#### 防災訓練の実践

関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

#### 火災警報

町長は、支庁長から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が次の火災警報発令条件となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令する。

支庁名	警報発令条件
留 萌	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実効湿度で65%以下にして、最小湿度40%以下となり、最大風速10m/s以上のとき。</li> <li>・風速15m/s以上の風が9時間以上吹き続く見込みのとき。ただし雨又は行きの降っている場合は必ずしも警報の発令を要しない。</li> </ul>

〔道〕

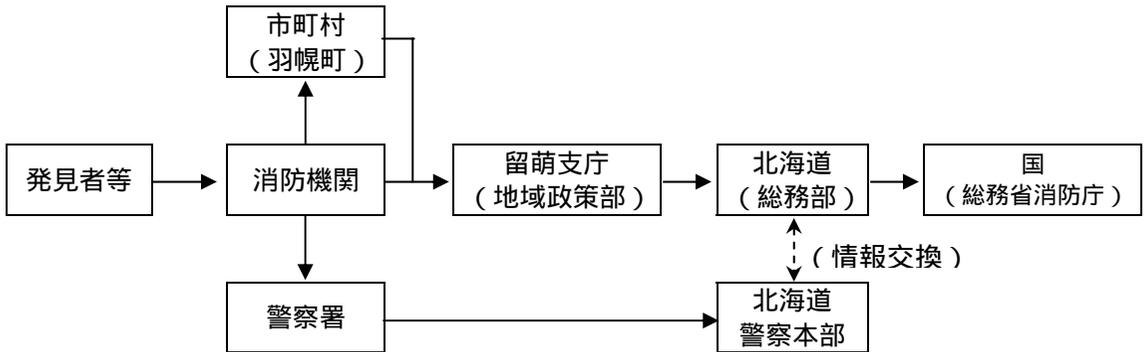
大規模な火事災害に対する強いまちづくり、防火思想の普及、自主防災組織の育成強化を実施するとともに、市町村、消防機関が実施する各種予防対策の推進を図るために指導、助言を行う。

## 2 災害応急対策

### 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

情報通信連絡系統図



- ア 災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に関係機関に連絡する。
- ウ 関係機関と緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、町が被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、「第5章 第2節 災害広報計画」によるほか次により実施する。

ア 被災者の家族等への広報

町は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

(ア) 災害の状況

- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 実施する応急対策の概要
- (オ) その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

町は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 実施する応急対策の概要
- (オ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (カ) その他必要な事項

応急活動体制

ア 災害対策組織

町は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じ「第5章 第1節 動員計画」により応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

イ 災害対策現地合同本部の設置

町は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて道及び各防災関係機関と協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

消防活動

町は消防機関と連携を密にして、人命の安全確保と延焼防止を基本として次により消防活動を行う。

ア 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。

イ 避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。

ウ 消火、飛火警戒等においては、近隣住民等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

#### 避難措置

町は、人命の安全を確保するため、「第5章 第3節 避難救出計画」により必要な避難措置を実施する。

#### 救助救出及び医療救護活動等

町は、「第5章 第3節 避難救出計画」及び「第9節 医療及び救護計画」により、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。また、「第12節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理並びに埋葬計画」により、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施する。

#### 交通規制

町は、北海道警察等各関係機関と協力して災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第12節 交通応急対策計画」により必要な交通規制を実施する。

#### 自衛隊災害派遣要請

町長は、「第5章 第21節 自衛隊災害派遣要請及び派遣活動計画」により、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

#### 広域応援

町は消防機関と連携し、災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第27節 広域応援計画」により、他の消防機関他の市町村、他都府県及び国へ応援を要する。

3 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、迅速かつ円滑に復旧を進める。

第12節 林野火災対策計画

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、林野火災対策計画を策定し、火災の未然防止と被害の軽減に努める。

1 災害予防

林野火災発生原因のほとんどが人為的によるものであるので、町は関係機関と連携を図り次により対策を講ずる。

一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

ア タバコ、焚き火の不始末による出火の危険性について、新聞、テレビ、ラジオ、標語、ポスター、広報車、掲示板等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。

イ 入林の許可・届出等について指導する。

ウ 火災警報発令又は気象条件の急変条件の際は、必要に応じて入林の制限を実施する。

エ 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

火入対策

林野火災危険期間（概ね4月～6月）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

ア 森林法の規定に基づく町長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。

イ 火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。

ウ 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。

エ 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しない焚き火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

消火資機材等の整備

ア 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。

区分 団体名	チェンソー	ノコギリ	草刈機	カマ	ナタ	ジェットシユーター	可搬式ポンプ (背負い式含む)	消火器 (背負い式含む)	トランシーバー	メガホン	発電機	照明機	組立水槽
北留萌消防組合消防署													

イ ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプター離発着の適地をあらかじめ選定する。

林野火災時におけるヘリコプター発着予定地

名称	所在地	施設管理者		発着地面積 長さ (m) 幅 (m)	備考
		氏名	電話番号		
羽幌公園	栄町243番地	羽幌町	2-2057	87.5×61.5	

〔森林所有者〕

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努めるものとする。

- ア 自己の所有林野への入林者に対する防火啓発
- イ 巡視員の配置
- ウ 無断入林者に対する指導
- エ 火入れに対する安全対策

〔林内事業者〕

林内において、森林施業、鉱山、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意のうえ、適切な予防対策を講ずるものとする。

- ア 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置
- イ 火気責任者の指定する喫煙所並びに焚き火箇所の設置、標識及び消火設備の完備
- ウ 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

〔自衛隊〕

自衛隊は、危険期間中、演習地における火災発生を防止するため、特に次の事項について留意のうえ、適切な予防対策を講ずるものとする。

- ア 演習地出入者に対する防火啓発
- イ 演習地及び近隣地における林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立
- ウ 危険区域の標示
- エ 防火線の設定
- オ 巡視員の配置

〔バス等運送業者〕

バス等運送業者は、危険期間中、乗客、乗員のたばこの投げ捨て等による林野火災の発生を防止するために、乗客に対する注意喚起、車両通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統及び周知方法の確立等により路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力するものとする。

ア 路線の巡視

イ ポスター掲示等による広報活動

ウ 林野火災の巡視における用地の通行

エ 緊急時における専用電話の利用

林野火災予消防対策協議会

林野火災の予消防対策を推進するため、次の林野火災予消防対策協議会により、相互の連絡、情報交換、指導等を行うものとする。

〔全道協議会〕

全道の予消防対策については、次の関係機関により構成された北海道林野火災予消防対策協議会が推進する。

北海道開発局、北海道財務局、北海道森林管理（分）局、北海道経済産業局、札幌管区气象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道、北海道教育委員会、北海道警察、市町村、北海道消防協会、東日本電信電話株式会社北海道支社、北海道旅客鉄道株式会社、農林水産省森林総合研究所北海道試場、各大学演習林、北海道森林組合連合会、栄林会、北海道国土緑化推進委員会

〔地区協議会〕

留萌支庁区域の予消防対策については、地域を管轄する関係機関により構成された地区林野火災予消防対策協議会が推進する。

〔町の組織〕

町の予消防対策については、地域を管轄する関係機関により構成された町林野火災予消防対策協議会が推進する。

気象情報対策

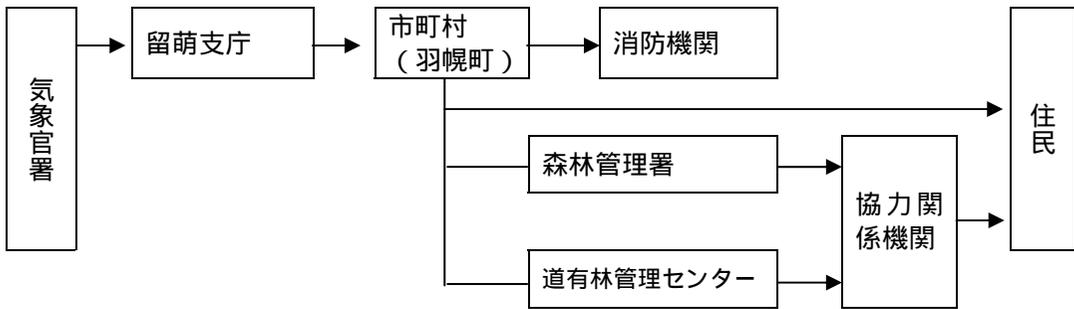
林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、次により気象予警報の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期す。

ア 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として気象管署が発表及び終了の通報を行うものとする。なお、火災気象通報の発表基準は、「第3章 第1節 気象予警報等の伝達計画」のとおりである。

イ 伝達系統

林野火災気象通報の伝達系統は、次のとおりとする。



(ア) 北海道 (留萌支庁)

通報を受けた支庁は、通報内容及びとるべき予防対策等を市町村へ通報するものとする。

(イ) 町

通報を受けた場合は、通報内容及びとるべき予防対策等を、消防機関、森林管理署、道有林管理センターへ通報するとともに、住民に周知徹底を図る。

また、町長は、林野火災気象通報の通報を受けたとき、又は気象の状況により林野火災発生の危険性があると認めたときは、消防法第22条に基づき火災警報を発令する。

(ウ) 協力関係機関

通報を受けた協力関係機関は、速やかに適切な措置を講ずるとともに、住民に周知徹底を図るものとする。

2 応急対策

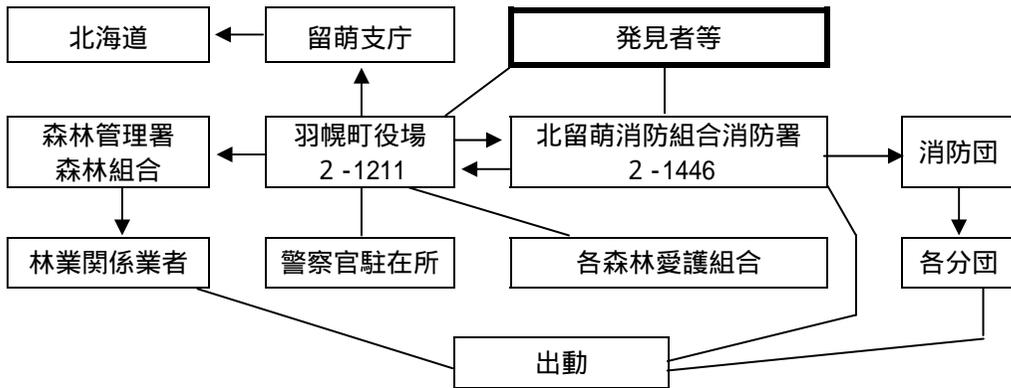
災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

町は支庁へ「林野火災被害状況調書の提出について」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行う。

情報通信連絡系統



3 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、地域住民に対して行う広報は、「第5章 第2節 災害広報計画」の定めるところによるほか次により実施する。

ア 被災者の家族等への広報

町は関係機関と連携を図り、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確にきめ細かく、適切に提供するものとする。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (オ) その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

町は関係機関と連携し、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (オ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (カ) その他必要な事項

応急活動体制

円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、「第2章 第2節 災害対策本部」の定めるところにより応急活動体制を確立するとともに、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

消防活動

町は消防機関と連携を密にして、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施する。

ア 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行う。

イ 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には「第5章 第26節 消防防災ヘリコプター活用計画」に基づく道消防防災ヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

### 避難措置

人命の安全を確保するため、「第5章 第3節 避難救出計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

### 交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第12節 交通応急対策計画」の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。

### 自衛隊災害派遣要請

「第5章 第21節 自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより、林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

### 広域応援

災害の規模により町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第27節 広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。